

令和 5 年 10 月 24 日

保護者の皆様へ

春日井市教育委員会

春日井市立出川小学校長

「県民の日学校ホリデー」の実施について

秋冷の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は春日井市並びに本校の教育活動に、ご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、愛知県では、令和 5 年度から 11 月 27 日を「あいち県民の日」として制定し、愛知県内公立学校（幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校）は、11 月 21 日から 27 日までの「あいちウィーク」の期間中の一日を「県民の日学校ホリデー」に指定し、休業日とすることになりました。

つきましては、春日井市においても「県民の日学校ホリデー」を、以下のように実施しますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

記

1 「県民の日学校ホリデー」とは

学校教育法施行令第 29 条の「体験的学習活動等休業日」として、子どもたちが家族などと一緒に、地域の自然、歴史、風土、文化、産業等についての理解と関心を深める体験的な学習活動等に参加することを通して、愛知への愛着と県民としての誇りを持つことができるよう環境を醸成するとともに、保護者の有給休暇の取得を促すこととしています。

2 令和 5 年度実施日 令和 5 年 11 月 24 日（金）

3 対 象 春日井市内のすべての公立小中学校

4 その他

- 「県民の日学校ホリデー」当日は、教職員も、家族などと一緒に体験的な学習活動等に参加したり、休暇を取得しやすくしたりするため、公立小中学校は学校閉校日とします。
- 緊急の場合には、下記連絡先までご連絡いただきますようお願いいたします。